

久喜市空家等対策協議会の概要

1 空家等対策協議会の概要について

(1) 設置の根拠

空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号。以下、「法」という。）第7条第1項の規定に基づき、久喜市空家等対策協議会条例（条例第127号。以下、「条例」という。）により設置している。

(2) 目的

法第6条に規定する「空家等対策計画」の策定や空家等対策を推進するため。

(3) 位置づけ

附属機関（地方自治法第138条の4第3項）

- ・合議制であり、会長、副会長、議長、議決方法が存在する。
- ・協議会として集約された意見を、市長へ報告、提案等を行う。
- ・住民の権利義務に影響を及ぼす権限行為の前提となる調査、調停、諮問等を行う。

(4) 組織

- ・市長、地域住民、法務、不動産、建築、福祉に関する学識経験者により12人以内で構成
- ・合議制のため、会長、副会長を選出

(5) 任期

2年（令和2年3月18日から令和4年3月17日）

(6) 所掌事務

- ・空家等対策計画の作成、変更、実施に関すること
- ・特定空家等の認定、特定空家等に対する措置の実施に関すること
- ・空家等に関する施策の推進に関すること
- ・その他市長が認めること

(7) 会議の開催

- ・会長が招集する。
- ・委員の半数以上の出席
- ・議事は出席委員の過半数で決し、可否同数の時は議長の決するところによる。

(8) 意見の聴取

- ・特定空家等の所有者に命令後、5日以内に所有者から意見聴取の請求があるとき（法第14条第6号）
- ・条例に基づいた命令に従わない所有者の住所、氏名等を公表する前に、その所有者に意見を述べる機会を与えるとき（条例第9条第2項）

(9) 会議の公開（久喜市審議会等の会議の公開に関する条例）

- ・事前に会議の開催を公表（市民参加コーナーやホームページ）
- ・会議の内容は原則公開（ホームページ、公文書館で会議録を閲覧）

会議録：全文記録方式に近い形で作成

会議録は委員の署名で確定

2. 委員について

(1) 委員の身分

- ・非常勤（地方自治法第202条の3）
- ・特別職の地方公務員（地方公務員法第3条第3項第2号）

（職務の遂行に係る情報に記載されている限り、氏名は原則公開
職を退いた後も公務員であった当時の情報に記載されている氏名は公開）

(2) 報酬

日額 6,000円

（久喜市の特別職の職員で非常勤のものものの報酬及び費用弁償に関する条例第1条）

(3) 守秘義務

職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。職を退いた後も同様。